資料１

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の改正について

厚生労働省 労働基準局　労災管理課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部改正について

改正の趣旨

- 標記の告示には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の施行に関する事務に使用する文書の様式が定められている。
- 令和８年７月の労災保険法の改正による遺族補償年金の特別加算の廃止、特別加入団体の要件の法定化、労災保険給付請求権の消滅時効期間の延長を踏まえ、関係する文書の様式を改正する。
- また、令和８年１月14日付け労働政策審議会建議「労災保険制度の見直しについて」において、「労災保険制度の不知や手続の失念等により時効期間を徒過して請求された事案も存在することから、周知を工夫することや運用を改善することが適当である」とされたこと、令和８年の労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案に対する衆議院及び参議院での附帯決議において、「今回の消滅時効期間の延長が一部の疾病に限定されたことを踏まえ、介護（補償）等給付において時効徒過による不支給の割合が高い実態を深刻に受け止めるとともに、消滅時効期間の周知に取り組むこと。」とされたことを踏まえ、関係する文書の様式を改正する。

改正の概要

- 遺族補償年金の請求書等の様式から、特別加算に関する記載を削除する。
- 特別加入の申請書等の様式について、特別加入団体の要件を満たすことを確認できるよう、団体の代表者の生年月日、住所の記載欄、特別加入希望者が特別加入の要件に該当することを明らかにするための添付書類名の記載欄等を追記する。
- 療養（補償）等給付、休業（補償）等給付等の保険給付の請求書等の様式に、請求権は起算点から２年（脳血管疾患・心臓疾患、精神疾患及び石綿関連疾病のうち特定の疾病である場合は５年）を経過すると時効により請求権が消滅するため、速やかに請求いただくよう追記する。
- その他所要の改正を行う。

適用期日

- 令和９年４月（予定）

※障害（補償）等給付の請求時等において、介護（補償）等給付の対象となる可能性がある事案については、請求人又は受給者に対し介護（補償）等給付請求書を手交し、請求勧奨を行うこととしている。

療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書の注意事項追記例

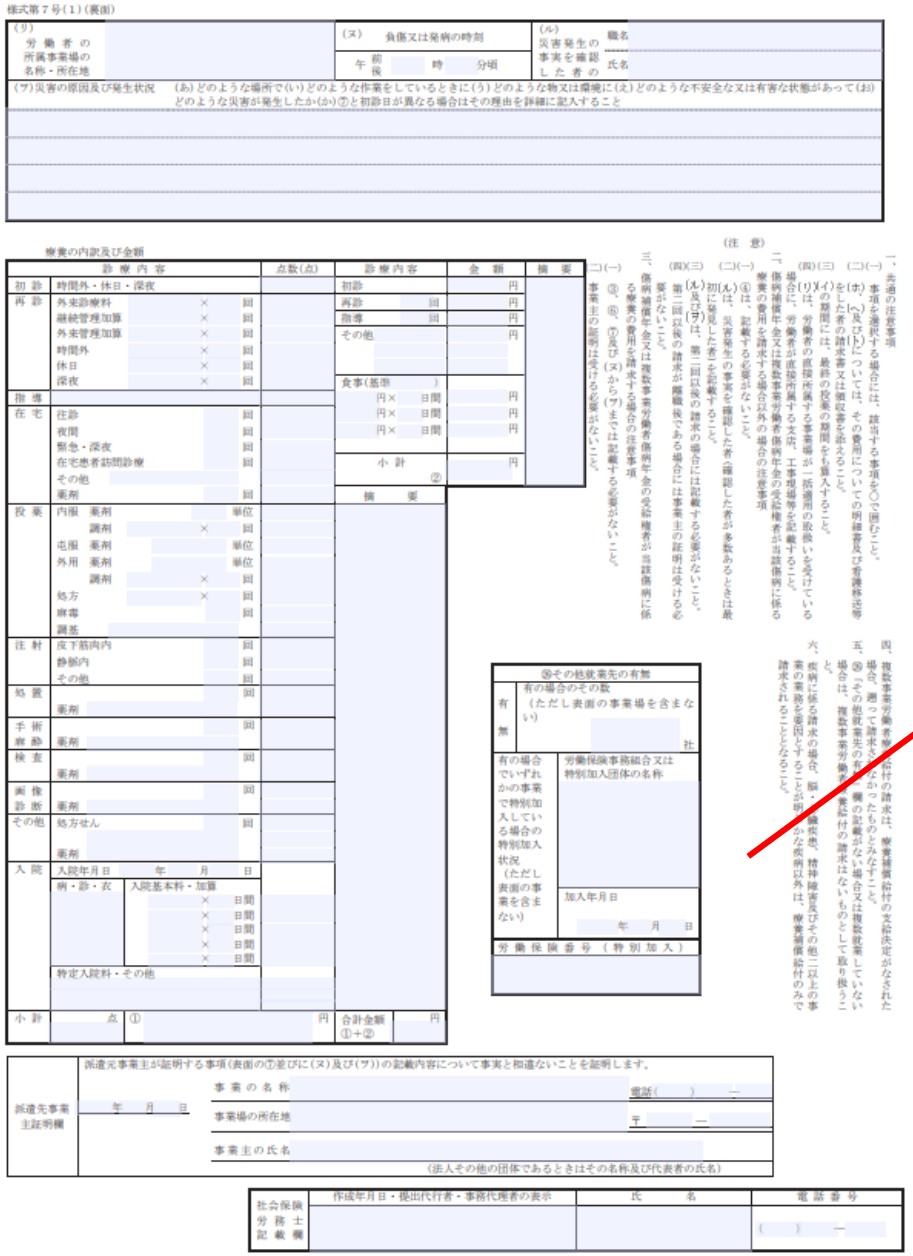
様式第７号(１)(裏面)

(リ) 労働者の所属事業場の名称・所在地

(ヌ) 負傷又は発病の時刻　午 前 後　時　分頃

(ル) 災害発生の事実を確認した者の　職名　氏名

(ヲ)災害の原因及び発生状況　(あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全な又は有害な状態があって(お)どのような災害が発生したか(か)⑦と初診日が異なる場合はその理由を詳細に記入すること

療養の内訳及び金額

診療内容		点数(点)	診療内容	金額	摘要
初診	時間外・休日・深夜		初診	円	
再診	外来診療料 × 回		再診 回	円	
	継続管理加算 × 回		指導 回	円	
	外来管理加算 × 回		その他	円	
	時間外 × 回				
	休日 × 回				
	深夜 × 回		食事(基準　)		
指導			円× 日間	円	
在宅	往診 回		円× 日間	円	
	夜間 回		円× 日間	円	
	緊急・深夜 回				
	在宅患者訪問診療 回		小計 ②	円	
	その他				
	薬剤 回		摘要		
投薬	内服 薬剤 単位				
	調剤 × 回				
	屯服 薬剤 単位				
	外用 薬剤 単位				
	調剤 × 回				
	処方 × 回				
	麻毒 回				
	調基				
注射	皮下筋肉内 回				
	静脈内 回				
	その他 回				
処置	回				
	薬剤				
手術 麻酔	回				
	薬剤				
検査	回				
	薬剤				
画像診断	回				
	薬剤				
その他	処方せん 回				
	薬剤				
入院	入院年月日　年　月　日				
	病・診・衣　入院基本料・加算				
	× 日間				
	× 日間				
	× 日間				
	× 日間				
	× 日間				
	特定入院料・その他				
小計	点 ① 円		合計金額 ①+②	円	

⑤その他就業先の有無

有無	有の場合のその数(ただし表面の事業場を含まない)　社
有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況(ただし表面の事業を含まない)	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
	加入年月日　年　月　日
労働保険番号(特別加入)	

派遣先事業主証明欄

派遣元事業主が証明する事項(表面の⑦並びに(ヌ)及び(ヲ))の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

年　月　日

事業の名称　電話(　)　－

事業場の所在地　〒　－

事業主の氏名

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			(　)　－

(注意)

一、共通の注意事項

(一) 事項を選択する場合には、該当する事項を○で囲むこと。

(二)(ホ)、(ヘ)及び(ト)については、その費用についての明細書及び看護移送等をした者の請求書又は領収書を添えること。

(三)(イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。

(四)(リ)は、労働者の直接所属する事業場が派遣用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載すること。

二、療養補償年金又は複数事業労働者傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養の費用を請求する場合以外の場合の注意事項

(一) (ム)は、記載する必要がないこと。

(二)(ル)は、災害発生の事実を確認した者(確認した者が多数あるときは最初に発見した者)を記載すること。

(三)(ル)及び(ヲ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。

(四)第二回以後の請求が隔離後である場合には事業主の証明は受ける必要がないこと。

三、傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養の費用を請求する場合の注意事項

(一) ③、⑥、⑦及び(ヌ)から(ヲ)までは記載する必要がないこと。

(二) 事業主の証明は受ける必要がないこと。

四、複数事業労働者療養給付の請求は、療養補償給付の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなすこと。

五、⑤「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者療養給付の請求はないものとして取り扱うこと。

六、疾病に係る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及びその他二以上の事業の業務を要因とすることが明らかな疾病以外は、療養補償給付のみで請求されることとなること。

七．療養（補償）等給付を受ける権利は、費用の支出が確定した日の翌日から２年（脳血管疾患・心臓疾患、精神疾患及び石綿関連疾病のうち特定の疾病である場合は５年）を経過すると時効により消滅するため、速やかに請求すること。

労災保険暫定任意適用事業に関する告示の廃止について

制定の趣旨

- 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和８年法律第60号。以下「改正法」という。）において、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第83号。以下「昭和44年改正法」という。）附則第12条が削除され、労災保険暫定任意適用事業が廃止されることを踏まえ、その関係告示について廃止する告示を制定するもの。

告示の概要

- 以下２件の告示を廃止するとともに、この告示の施行に関し、必要な経過措置を定める。
  - 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十九条第二項の厚生労働大臣の定める率（昭和47年労働省告示第18号）：労災保険暫定任意適用事業の労働者に関する保険関係の成立前に生じた事故についての保険給付の特例として労災保険法による保険給付を行うこととした場合に徴収する特別保険料の額の算定に用いる率について規定しているもの。
  - 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十七条の規定に基づく厚生労働大臣が定める事業（昭和50年労働省告示第35号）：業務災害の発生のおそれが多いものとして労災保険暫定任意適用事業の対象外とする事業について規定しているもの。

適用期日

- 改正法附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（令和13年４月１日）（予定）